

保健に関すること

1 保健室利用について

- (1) 初回の応急処置についてのみ実施する。

あくまでも医師の手当てを受けるまでの処置なので、必要に応じて専門医の治療を受ける。

- (2) 原則として内服薬は与えない。

- (3) ベッド使用は、原則として1時間を目安とする。

- (4) 養護教諭不在時は、担任又は学年担当の先生に相談する。軽い外科的処置および検温等は、職員室に設置してある救急箱を先生の指導のもとに利用する。

2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて

精神的な不安等の相談をすることができる。教育相談コーディネーター、担任等よりカウンセリングの申込みを受け付けている。

3 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

学校管理下のけがで治療を受けた場合、日本スポーツ振興センターより治療費が給付される。保健室に申し出ること。ただし、治療費の保険点数が初診から治癒するまで500点以上（自己負担額が1500円以上）の場合適用となり、請求できる期間はけがをした日から2年以内となる。

4 出席停止について

- (1) 感染症にかかった場合、出席停止となるので担任へ連絡する。

インフルエンザ・新型コロナウイルス・百日咳・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹（三日ばしか）・水痘（水ぼうそう）・咽頭結膜熱（プール熱）・麻疹（はしか）・結核・髄膜炎菌性髄膜炎

その他の感染症でも出席停止として取り扱われる場合があるので担任に連絡する。

- (2) 治って登校した後に、「学校感染症の届」（保健室にある）に記入、押印し担任へ提出する。